

# 大阪府感染症予防計画（素案）の概要について ～新型コロナ対応を踏まえた新興感染症への主な対応～

## I 予防計画のポイント

### <計画改定の趣旨>

■ **新型コロナに関する取組みを踏まえ、改正感染症法(R4.12公布)により、次の感染症の危機に備えるため、以下の点を見直し**

- ① **保健・医療提供体制に関する記載事項を充実させ、「平時」からの対策と「有事」の対応を明確化**
- ② **医療提供体制、検査体制、宿泊療養体制、物資の確保、人材の養成及び資質の向上、保健所の体制整備について数値目標を設定（協定締結により実行性を担保）**

<計画開始期間> 令和6年度～（国の基本指針は6年（医療提供体制等は3年）ごとに再検討を加え、必要時に変更）

PDCAサイクルに基づく  
平時からの取組みの推進

## II 新型コロナ対応の課題

## III 計画（素案）の概要

※数値目標：新型コロナで確保した最大値の体制をめざす（保健所体制は、流行開始から1か月に想定される業務量に対応する人員確保数、人材養成は、医療従事者、保健所職員、本庁職員に対する年1回以上の研修・訓練の実施）

	新型コロナ対応での課題	基本的な考え方	「平時」からの対策	「有事」の対応（新興感染症の発生・まん延時）
1 全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 主に<b>新型インフルエンザ</b>を想定した備え（様々な特性や中長期に及ぶ対応を想定せず）</li> <li>■ <b>専門家や専門機関との連携体制の構築</b></li> <li>■ <b>府民等による正しい知識に基づいた行動と感染拡大防止対策の継続</b></li> </ul>	<p>1. <b>感染症の特性やフェーズに応じた準備</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症（「新興感染症」）</b>を想定し、感染フェーズに応じた対応                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関等との協定締結</li> <li>・府による新興感染症に備えた訓練の実施</li> </ul> </li> <li>■ <b>専門家からの助言等を反映した取組みの推進</b> &lt;独自&gt;</li> <li>■ <b>府民等への感染症に関する普及啓発</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>府対策本部会議の設置・運営による総合的対策の推進</b> &lt;独自&gt;</li> <li>■ <b>専門家からの助言等を反映した取組みの強化</b> &lt;独自&gt;</li> <li>■ <b>府民等への普及啓発・差別等の防止と相談窓口の設置</b></li> </ul>
2 検査等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>地衛研の体制整備</b></li> <li>■ <b>発生初期の診療・検査プロセスの「目詰まり」</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検体採取能力の不足</li> <li>・検査分析能力の不足</li> </ul> </li> </ul>	<p>2. <b>病原体等の調査研究や検査の円滑化</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>地衛研による検査体制の整備と検査機能の向上</b> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">数値目標</span></li> <li>■ <b>民間検査会社等との協定の締結</b> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">数値目標</span></li> <li>■ <b>大安研の機能強化</b>（大学等との連携、行政機関への助言・提言、環境サーベイランス研究の推進） &lt;独自&gt;</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>地衛研による検査の実施（発生初期）</b></li> <li>■ <b>協定に基づいた検査の実施（発生初期後）</b>（大安研はゲノム解析に移行）</li> <li>■ <b>地衛研による病原体等の調査研究</b></li> <li>■ <b>大安研による最新の知見・情報を踏まえた助言・提言</b> &lt;独自&gt;</li> </ul>
3 医療・療養体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>医療提供体制の整備</b>（病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療提供、後方支援、人材派遣）                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機能・役割分担が未整理</li> <li>・経営面への影響（発生初期）</li> <li>・個人防護具の不足（発生初期）等</li> </ul> </li> <li>■ <b>宿泊療養施設の確保</b></li> <li>■ <b>消防機関等との移送・搬送体制の整備</b></li> <li>■ <b>その他</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時の医療施設の設置・運営の準備</li> </ul> </li> </ul>	<p>3. <b>有事を想定した医療・療養体制の整備</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>医療機関（病院、診療所、薬局、訪問看護）との協定の締結</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関間での機能・役割分担に基づいた協定締結（健康観察含む）</li> <li>・流行初期に病床確保・発熱外来に対応する医療機関への減収補填</li> <li>・個人防護具の備蓄の働きかけ（※府でも備蓄）</li> </ul> </li> <li>■ <b>宿泊事業者との協定の締結と施設運営体制の検討</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設確保協定と業務マニュアルの整備や人材確保協定締結の検討 &lt;独自&gt;</li> </ul> </li> <li>■ <b>協定締結等による消防機関等と連携した移送・搬送体制の整備</b> &lt;独自&gt;</li> <li>■ <b>新型コロナの対応を踏まえた有効な対策の検討</b> &lt;独自&gt;                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時の医療施設の設置・運営マニュアルの整備</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>協定に基づいた医療の提供</b></li> <li>■ <b>協定に基づいた宿泊施設の開設・運営</b></li> <li>■ <b>消防機関等との協定等による移送・搬送の実施</b> &lt;独自&gt;</li> <li>■ <b>新型コロナの対応を踏まえた有効な対策の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入院調整の府への一元化の検討 &lt;独自&gt;</li> <li>・臨時の医療施設の設置の検討 &lt;独自&gt;</li> <li>・診療型宿泊療養施設等の設置の検討 &lt;独自&gt;</li> <li>・療養者からの相談体制の府への一元化の検討 &lt;独自&gt;</li> <li>・健康観察や生活支援等による療養環境の整備</li> </ul> </li> </ul>
4 保健所	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>保健所業務のひっ迫</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所業務の優先順位付けや関係機関等との役割分担の整理・連携が不明確</li> <li>・保健医療分野のシステム化の遅れ</li> </ul> </li> <li>■ <b>応援体制の構築、器材の準備等が不十分</b></li> </ul>	<p>4. <b>保健所の計画的な体制整備</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>ICTの導入など、業務効率化の積極的な推進</b></li> <li>■ <b>感染拡大を想定した設備等の検討</b> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">数値目標</span></li> <li>■ <b>応援体制の検討</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>業務の重点化・効率化、府への一元化等の実施</b> &lt;独自&gt;</li> <li>■ <b>本庁等による応援人材の派遣等</b></li> </ul>
5 養人材	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>感染症に関する人材の不足</b></li> </ul>	<p>5. <b>感染症人材の養成・資質向上</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>行政や医療機関等における感染症人材の研修・訓練等による育成</b></li> <li>■ <b>大学等と連携した医師の養成と、保健所による地域ネットワーク等と連携した医療機関等での研修等への支援</b> &lt;独自&gt; <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">数値目標</span></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>感染症指定医療機関における研修等を通じた知見の共有</b> &lt;独自&gt;</li> </ul>
6 クラスタ対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>医療機関・高齢者施設でクラスターが多数発生</b></li> <li>■ <b>高齢者施設等への医療提供体制の整備</b></li> </ul>	<p>6. <b>各施設における対応力の向上</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>施設における平時からの感染対策等の徹底</b></li> <li>■ <b>地域ネットワークを活用した感染予防対策の推進</b> &lt;独自&gt;</li> <li>■ <b>高齢者施設等における連携医療機関等との連携強化</b> &lt;独自&gt;</li> <li>■ <b>高齢者施設への医療提供に係る医療機関との協定締結</b> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">数値目標</span></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>対策の強化と高齢者施設等への支援</b> &lt;独自&gt;</li> <li>■ <b>協定に基づいた高齢者施設等への医療の提供</b></li> </ul>
7 接予種防	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>接種体制の確保</b></li> </ul>	<p>7. <b>予防接種による発生・まん延防止</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>予防接種に関する正しい知識の普及</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>予防接種法に基づく臨時の予防接種の推進</b></li> </ul>

## 【参考】協定締結に関するスケジュール

○令和5年6月～11月 検査措置協定、医療措置協定、宿泊施設確保措置協定に向けた事前調査・協議を実施  
○9月以降 協定協議が整った医療機関等から協定を締結（順次）

○令和6年3月末 感染症予防計画の改定と協定締結を完了の上、HPIに協定締結医療機関を公表

# 奨学金返還支援制度導入促進事業

## 1. 事業概要

現在の物価高騰の中で、高等学校等の奨学金を返還しながら働く若者の負担を軽減するとともに、府内中小企業における人材の確保・定着につなげるため、高校授業料の完全無償化を見据えつつ、大阪府育英会が貸与する高等学校等の奨学金の返還支援制度について制度周知を行うとともに、企業が制度導入するよう集中的に支援する。

また、日本学生支援機構が貸与する大学等の奨学金の返還支援制度も含めて導入する企業には、支援を拡充することで制度の充実を図る。

【目標導入企業数：約1,000社】

〔※奨学金返還支援制度：企業が従業員に代わって奨学金の一部又は全部を返還する制度  
(企業が従業員に対し、奨学金の一部又は全部を手当として支給する場合もある)〕

## 2. 取組み内容

9月  
補正事業

【9月補正予算額：531,515千円】

### (1) 支援対象

本社又は事業所が府内にある中小企業等

### (2) 支援金

①府育英会奨学金返還支援制度導入支援金・・・30万円/社（定額）

府育英会の奨学金の返還支援制度を導入した企業に給付

②日本学生支援機構奨学金返還支援制度導入支援加算金・・・20万円/社（定額）

①に加え、日本学生支援機構の奨学金の返還支援制度を導入した場合に加算金を給付

### (3) 支給要件

- ・制度の継続(5年間)についての誓約書を提出する
- ・大阪府に制度導入企業として登録後、府HP等で公表することに同意する
- ・自社の求人票又はHP等において制度導入企業であることを明記する

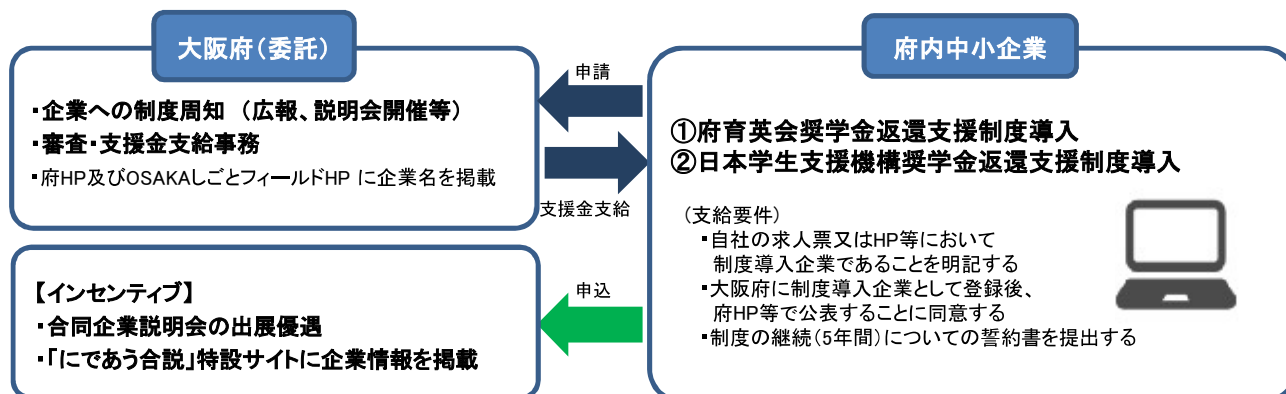
### (4) 導入企業へのインセンティブ

- ・OSAKAしごとフィールドで実施する合同企業説明会の出展優遇
- ・「にであう合説」特設サイトに企業情報を掲載

### (5) スケジュール

- ・11月上旬～ 相談窓口(コールセンター)設置、制度周知(広報、説明会開催等)開始
- ・11月下旬～2月中旬 申請受付
- ・12月中旬～3月下旬 支援金支給

### ■事業スキーム(イメージ)

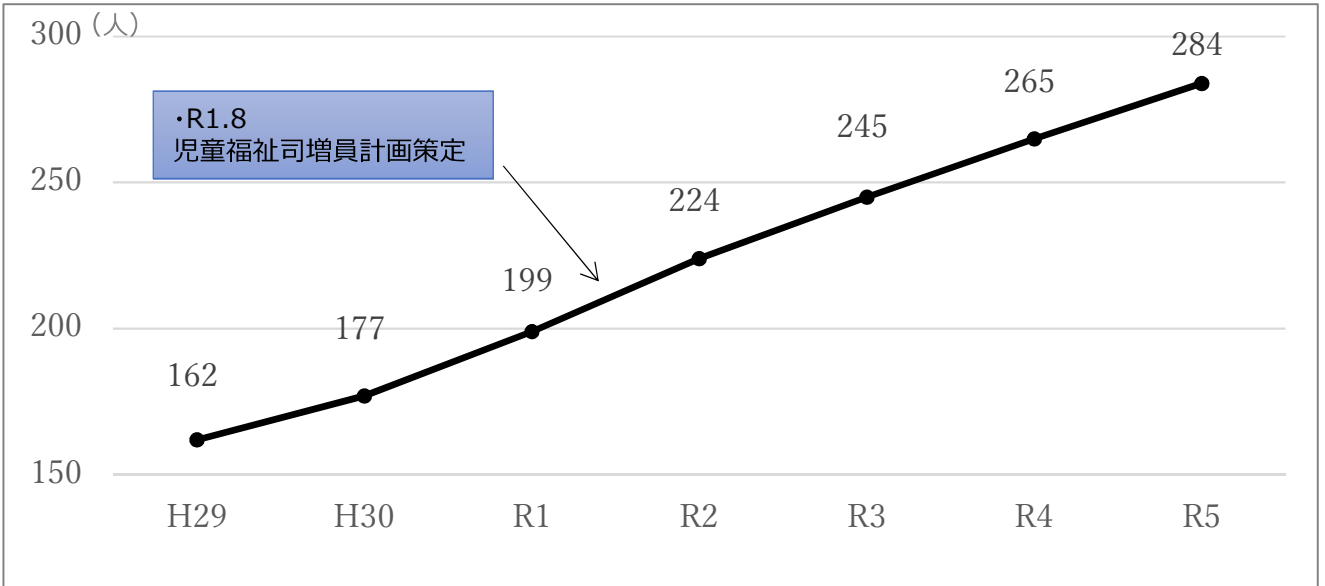


# 児童虐待防止対策について

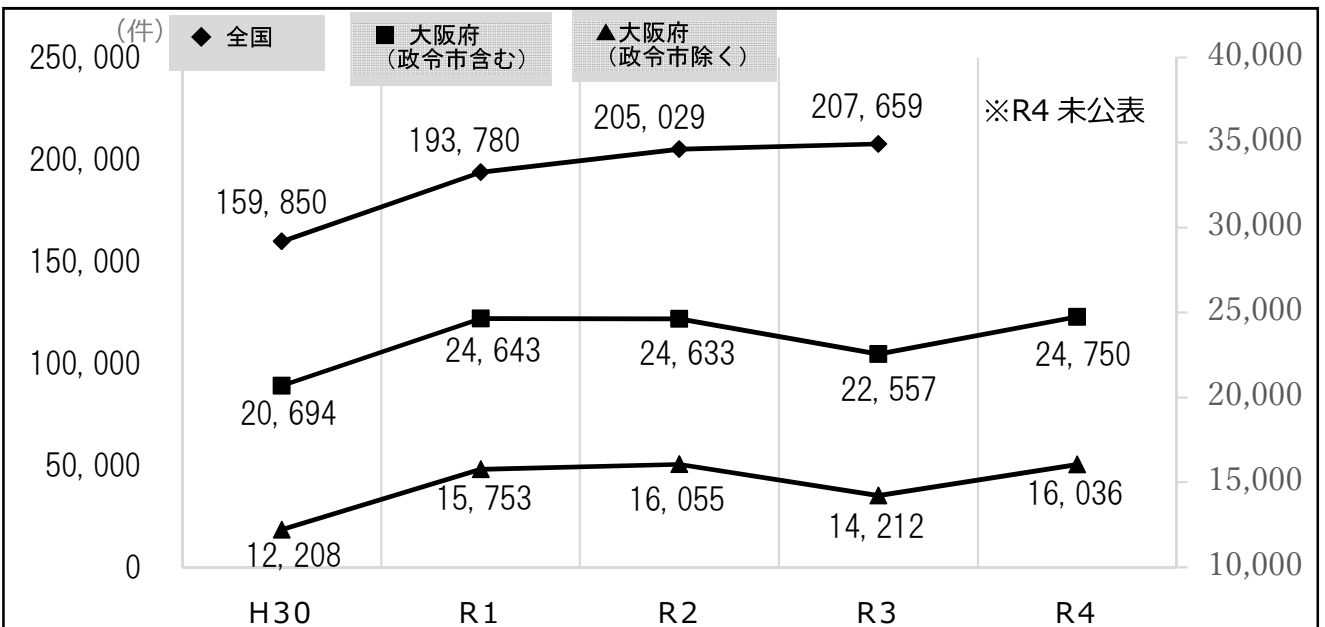
## (1) 子ども家庭センターの体制強化及び環境改善

○令和元年8月策定の児童福祉司増員計画（毎年20名程度増員）に基づき、増員を進めるとともに、執務室の狭隘化対策として、一部の子ども家庭センターを移転。

【児童福祉司配置数の推移】



【児童虐待相談対応件数の推移】



## (2) 児童死亡事案の検証結果に基づく取組み（市町村への支援の強化）

○「大阪府市町村児童家庭相談援助指針」の改訂

- ・家庭状況の変化に応じたリスクアセスメントや、子どもの視点に立ったアセスメントの視点等を追記
- ・市町村要保護児童対策地域協議会における共同アセスメントに必要な情報を関係機関で漏れなく共有するための様式改訂 等

○要対協実務者会議へのスーパーバイザーの出席の徹底。

○児童虐待対応における基礎知識や中堅職員向けの研修動画を市町村に向けて作成・配信。

○市町村における常勤職員やスーパーバイザーの専門職配置と配置基準の明確化等を国に要望。

令和4年度 乳幼児医療費助成対象者の医療費自己負担額

市町村名	金額(円)
大阪市	341,169,568
堺市	103,857,990
岸和田市	26,813,943
豊中市	49,317,440
池田市	11,602,010
吹田市	35,831,624
泉大津市	10,373,336
高槻市	34,865,331
貝塚市	9,182,171
守口市	24,047,637
枚方市	40,855,746
茨木市	29,920,777
八尾市	35,743,011
泉佐野市	14,063,753
富田林市	12,374,256
寝屋川市	30,540,546
河内長野市	10,382,552
松原市	15,073,582
大東市	16,149,300
和泉市	22,173,847
箕面市	12,952,139
柏原市	7,592,674
羽曳野市	13,845,809
門真市	15,438,994
摂津市	12,000,542
高石市	8,513,590
藤井寺市	5,608,104
東大阪市	66,769,544
泉南市	8,039,697
四條畷市	7,097,741
交野市	9,393,131
大阪狭山市	7,676,874
阪南市	5,366,653
島本町	3,170,761
豊能町	1,010,248
能勢町	394,562
忠岡町	2,334,275
熊取町	5,806,053
田尻町	1,109,835
岬町	1,123,176
太子町	1,051,362
河南町	2,155,504
千早赤阪村	462,696
合計	1,073,252,384

## 住宅太陽光発電設備普及件数・率 都道府県別

2023年3月末現在

		導入件数	普及率 (導入件数/住宅数)
1	佐賀県	46,942	13.3%
2	長野県	120,884	12.0%
3	宮崎県	65,374	12.0%
4	群馬県	111,308	11.7%
5	栃木県	108,645	11.7%
6	熊本県	94,258	11.6%
7	岐阜県	99,050	11.1%
8	山梨県	46,726	11.1%
9	三重県	94,085	11.0%
10	岡山県	99,855	10.9%
11	茨城県	143,591	10.8%
12	滋賀県	67,119	10.7%
13	静岡県	183,608	10.7%
14	大分県	56,865	9.8%
15	香川県	44,727	9.2%
16	鹿児島県	80,501	9.2%
17	福島県	78,391	9.1%
18	徳島県	33,116	8.7%
19	山口県	62,279	8.7%
20	愛知県	293,547	8.4%
21	和歌山県	40,617	8.4%
22	長崎県	54,385	8.2%
23	愛媛県	57,681	8.1%
24	奈良県	48,531	7.9%
25	広島県	110,621	7.7%
26	宮城県	80,290	7.4%
27	鳥取県	17,528	6.8%
28	岩手県	38,950	6.7%
29	高知県	26,079	6.7%
30	島根県	20,455	6.5%
31	福岡県	164,357	6.4%
32	埼玉県	207,220	6.1%
33	兵庫県	160,913	6.0%
34	千葉県	174,265	5.8%
35	沖縄県	34,818	5.3%
36	福井県	16,322	5.0%
37	富山県	20,882	4.6%
38	山形県	19,792	4.4%
39	京都府	58,596	4.4%
40	石川県	21,105	3.9%
41	神奈川県	156,019	3.5%
42	青森県	19,133	3.2%
43	大阪府	149,504	3.2%
44	新潟県	24,852	2.5%
45	秋田県	10,731	2.4%
46	北海道	55,481	2.0%
47	東京都	140,273	1.8%
	全国	3,860,271	6.2%

障がい種	学校名	R5.5.1 在籍数	備考
視覚	南視覚支援学校	88	
	北視覚支援学校	56	
聴覚	生野聴覚支援学校	107	
	堺聴覚支援学校	61	
	だいせん聴覚高等支援学校	62	
	中央聴覚支援学校	106	
知的障がい	高槻支援学校	368	
	八尾支援学校	387	
	富田林支援学校	366	
	佐野支援学校	329	
	豊中支援学校	452	
	寝屋川支援学校	383	
	和泉支援学校	317	
	守口支援学校	181	
	吹田支援学校	268	
	摂津支援学校	337	
	泉南支援学校	282	
	枚方支援学校	383	
	西浦支援学校	399	
	思斉支援学校	356	
	難波支援学校	264	
	生野支援学校	399	
	住之江支援学校	264	
	東淀川支援学校	314	
	交野支援学校 四條畷校	201	
	泉北高等支援学校	135	
	たまがわ高等支援学校 *	198	
	とりかい高等支援学校 *	110	
	すながわ高等支援学校 *	106	
	むらの高等支援学校 *	107	
なにわ高等支援学校 *	152		
肢体不自由	堺支援学校 全体(小・中・高)	205	知肢併置校
	うち高等部生徒数	知 79 肢 41	
	堺支援学校大手前分校	15	
	茨木支援学校 全体(小・中・高)	212	知肢併置校
	うち高等部生徒数	知 101 肢 38	
	東大阪支援学校 全体(小・中・高)	139	知肢併置校
	うち高等部生徒数	知 70 肢 28	
	岸和田支援学校	88	
	藤井寺支援学校	131	
	交野支援学校	122	
	箕面支援学校 全体(小・中・高)	187	知肢併置校
	うち高等部生徒数	知 44 肢 43	
中津支援学校	63		
光陽支援学校【肢体部門】	116		
病弱	光陽支援学校【病弱部門】	1	
	大阪市立総合医療センター分教室	26	
	大阪公立大附属病院分教室	1	
肢体	西淀川支援学校	76	
	平野支援学校	64	
知肢	東住吉支援学校【知的部門】	365	
	東住吉支援学校【肢体部門】	66	
病弱	刀根山支援学校(合計)	50	
	羽曳野支援学校(合計)	40	
合計		9,505	

○支援学校の定員について

・職業学科のある知的障がい高等支援学校(\*のある高等支援学校)のみ、定員を設け、入学選抜を実施。

(たまがわは、1学年64人＋共生推進教室1校1学年3人、とりかい、すながわ、むらの、1学年32人＋共生推進教室1校1学年3人。なにわは、1学年48人＋共生推進教室1校1学年3人。)

・その他の支援学校高等部は定員を設けず、入学者決定検査を実施。

令和5年度 大阪府内市町村学校給食費無償化状況

令和5年5月19日現在

No.	市町村名	取組	対象	期間
1	豊中市	一部	小中	4～3月
2	池田市	無償	小中	4～3月
3	箕面市	一部	小中	4～3月
4	能勢町	無償	小中	恒久
5	豊能町	検討		
6	吹田市	無償及び一部	小：無償、中：一部	4～3月
7	高槻市	無償	小中	小：4～7月、中：恒久
8	茨木市	無償	小	4～3月
9	摂津市	一部	小中	4～3月
10	島本町	一部	小中	6～3月
11	守口市	検討	小	8～3月
12	枚方市	一部	小中	4～3月
13	寝屋川市	無償	小中	4～7月(8月以降検討)
14	大東市	一部	小中	4～7月(8月以降検討)
15	門真市	現時点では一部（無償化も検討）	小中	4～3月（無償化なら8～3月）
16	四條畷市	小中に通う第2子以降無償	小中に通う第2子以降無償	4～3月
17	交野市	無償	中	4～3月
18	東大阪市	無償及び一部	小：一部、中：無償	小：4～3月、中：恒久
19	八尾市	無償及び一部	小：無償、中：一部	小：4～3月、中：4～7月
20	柏原市	検討		
21	富田林市	検討		
22	河内長野市	一部	小中	4～3月
23	松原市	無償	小中	4～3月
24	羽曳野市	小：年額相当分、中：利用分の半額	小又は中学生を含む22歳以下の子を3人以上扶養世帯で第3子以降	4～3月
25	藤井寺市	検討		
26	大阪狭山市	検討		
27	太子町	無償	小中	4～3月
28	河南町	無償	小中	4～3月
29	千早赤阪村	無償	小中	恒久
30	泉大津市	負担軽減をしない		
31	和泉市	一部	小中	4～3月
32	高石市	無償	小中	4～12月
33	忠岡町	検討		
34	岸和田市	無償	小中	4～9月
35	貝塚市	負担軽減をしない		
36	泉佐野市	無償	小中	4～3月
37	泉南市	無償及び一部	小中	4・5月一部、6～3月無償
38	阪南市	一部	小中	9～3月
39	熊取町	一部	小中	6～3月
40	田尻町	無償	小中	恒久
41	岬町	検討		
42	大阪市	無償	小中	恒久
43	堺市	一部	小中支援	4～3月

**【35人、30人、25人学級 必要教員数及び必要人件費 小1～中3】**  
**府内公立小中学校計(豊能地区、府立中学校を含む。政令市を含まない。)**

【令和5年5月1日ベース】

	必要教員数(単位:人)										必要人件費(単位:億円)(※)										
	小学校						中学校				計	小学校						中学校			計
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	1年生	2年生	3年生	1年生		2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	1年生	2年生	3年生		
35人学級	/	/	/	/	131	136	137	139	135	678	/	/	/	/	10.7	11.1	10.8	11.0	10.7	54.3	
30人学級	156	177	159	163	317	314	310	317	329	2,242	12.7	14.4	12.9	13.2	25.7	25.5	24.5	25.0	26.0	179.9	
25人学級	411	417	417	426	571	591	574	583	582	4,572	33.3	33.8	33.8	34.5	46.3	47.9	45.3	46.0	45.9	366.8	

(※) 令和5年度当初予算ベース単価=(小学校 8,092 千円 中学校 7,876 千円)



令和5年度 市町村単費による35人学級編制の実施状況

R5.5.1 現在

市町村名	内容
池田市	小学校5年生・小学校6年生
箕面市	小学校5年生
高槻市	小学校5年生～中学校3年生
寝屋川市	小学校5年生・小学校6年生
交野市	小学校5年生・小学校6年生
東大阪市	小学校5年生
富田林市	小学校6年生・中学校3年生
泉佐野市	小学校5年生・小学校6年生
田尻町	小学校5年生・小学校6年生

私立高校経常費助成生徒1人当たり単価  
 (都道府県別・2022年度当初予算)

※日本私立中学校高等学校連合会調べ。

	都道府県	単価 (円)
1	鳥取	¥460,904
2	東京	¥408,439
3	静岡	¥389,710
4	佐賀	¥388,127
5	石川	¥386,916
6	福島	¥379,504
7	千葉	¥377,410
8	福岡	¥376,240
9	広島	¥376,127
10	富山	¥374,926
11	徳島	¥373,599
12	茨城	¥373,415
13	高知	¥372,805
14	岐阜	¥372,730
15	山形	¥372,444
16	秋田	¥371,379
17	長崎	¥371,182
18	岩手	¥367,923
19	北海道	¥365,156
20	兵庫	¥364,237
21	大分	¥363,133
22	山梨	¥362,560
23	奈良	¥362,000
24	香川	¥361,775
25	鹿児島	¥359,118
26	新潟	¥359,007
27	群馬	¥358,354
28	山口	¥353,500
29	三重	¥353,398
30	熊本	¥352,660
31	青森	¥350,608
32	宮城	¥350,259
33	栃木	¥350,000
34	長野	¥349,910
35	愛知	¥349,910
36	愛媛	¥349,910
37	宮崎	¥349,553
38	島根	¥349,080
39	沖縄	¥348,968
40	和歌山	¥345,770
41	福井	¥342,663
42	滋賀	¥342,000
43	神奈川	¥340,959
44	京都	¥338,529
45	岡山	¥336,613
46	大阪	¥326,700
47	埼玉	¥316,195
	全国平均	¥362,687

## 「性暴力救援センター・大阪 SACHICO」における相談対応件数

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
電話	2,841 件	3,087 件	3,215 件	3,987 件	4,231 件
来所	1,393 件	1,470 件	1,313 件	1,709 件	1,510 件

## 「性暴力救援センター・大阪 SACHICO」への補助

(当初予算額 単位：千円)

年度		相談支援事業	医療費等公費負担事業	合計
R元	国	7,049	0	7,049
	大阪府	7,049	0	7,049
	合計	14,098	0	14,098
R2	国	7,110	300	7,410
	大阪府	7,110	600	7,710
	合計	14,220	900	15,120
R3	国	6,818	300	7,118
	大阪府	6,818	600	7,418
	合計	13,636	900	14,536
R4	国	7,103	300	7,403
	大阪府	7,103	600	7,703
	合計	14,206	900	15,106
R5	国	7,553	300	7,853
	大阪府	7,554	600	8,154
	合計	15,107	900	16,007

## 2023年度追加補正予算および

## 2024年度予算の編成についての重点要望

はじめに

コロナ禍により落ち込んだ府民生活と大阪経済に、昨年からの急激な物価高騰が追い討ちをかけています。賃上げが物価高騰に全く追いついておらず、前年同月比の実質賃金は昨年10月以降マイナスが続いています。今年1月から7月の府内の企業倒産件数は前年同時期の3割増となっています。

暮らしと中小企業、医療や福祉、子育てと教育、まちづくり—数多くの分野で府民の苦難と停滞が広がる中、大阪府がいま本気で取り組むべきは、これらを根本から支え、“誰一人取り残さない”ことです。これらをおろそかにしてカジノ誘致や夢洲万博に熱中することでは断じてありません。

この立場から、以下の内容で、2023年度追加補正予算および2024年度予算の編成を行うことを求めるものです。

## 最重点項目

- ① 非正規労働者の賃上げに伴う社会保険料・労働保険料の増加分への補助制度を、国とも協力し設ける。
- ② 住宅や事業所設備の建て替え・設備更新の際の省エネルギー・再生エネルギー化への支援制度を設けるとともに、工事を地元中小企業が受注できる仕組みをつくる。
- ③ 国民健康保険の府内統一料金化は中止する。  
市町村が、国保料や減免制度の設定、法定外繰り入れなどを独自に行うことを認め、周知徹底する。
- ④ 全府立学校で学校給食を無償化する。  
公立学校の給食費を無償化する市町村に府として財政支援を行う。
- ⑤ カジノを中核とする統合型リゾート施設（IR）の大阪への誘致は中止する。  
国への区域整備計画の申請は取り下げる。
- ⑥ 夢洲で開催する「大阪・関西万博2025」は中止する。  
国に対し、「大阪・関西万博関連インフラ整備計画」を撤回するよう求める。
- ⑦ 「困難な問題を抱える女性の支援に関する法律」に基づき策定が義務化されている都道府県計画は、「男女共同参画プラン」に含めるのではなく、困難な問題を抱える女性に対する支援計画として独立して策定する。

## 1 物価高騰から暮らしと中小企業を守る

## (1) 賃上げ実現、働き続けられるルールを

- ① 非正規労働者の賃上げに伴う社会保険料・労働保険料の増加分への補助制度を、国とも協力し設ける。【最重点項目】
- ② 国に対し、最低賃金の時給1500円以上への引き上げ、および中小企業の賃上げへの支援強化を求める。

また、物価上昇に応じた賃金水準となるような最低賃金引き上げ制度や、平均賃金水準に対す

る比率など均等待遇をめざす中長期的な目標設定を求める。

- ③ 極端な長時間労働や過剰なノルマなどを規制する条例や、下請け賃金の適正化や品質確保を保証する公契約条例を制定する。  
国に対し、同様の法整備を求める。
- ④ 国に対し、残業時間の上限短縮、派遣労働の一時的・臨時的なものへの限定、解雇・雇い止めの規制、正社員と非正規労働者との均等待遇など、“人間らしく働ける”ルールの整備を求める。
- ⑤ コロナ禍のもとで収入減少や雇い止めなどの影響を受けている非正規雇用労働者への、一定期間継続した「くらし支援緊急給付金」制度を創設する。
- ⑥ 中小企業新規就労者の奨学金返済への補助制度を創設し、中小企業への新卒者就労・定着を進める。補助内容は返済総額に応じたものとする。

## (2) 中小企業支援の強化

- ① 住宅や事業所設備の建て替え・設備更新の際の省エネルギー・再生エネルギー化への支援制度を設けるとともに、工事を地元中小企業が受注できる仕組みをつくる。【最重点項目】
- ② 物価高騰による中小企業、農林水産業への影響を緊急調査し、緊急の支援策を立案、推進する。
- ③ 国に対し、消費税率の5%への緊急引き下げ、および10月からのインボイス制度実施の中止を求める。
- ④ 中小企業への、光熱費・家賃などの固定費増加分に対する補助制度を設ける。
- ⑤ 「ゼロゼロ融資」などの借り換えやリスケジュールに当たってペナルティが発生しないように、金融機関に強く働きかける。  
制度融資は、円滑な資金調達を支援する立場で、担保・保証依存型だけでなく返済履歴や経営指針書を保証審査の評価項目とし、保証料率の引き下げなどを行う。
- ⑥ ものづくり中小企業関連予算を大幅に増額する。
- ⑦ 商店街振興予算の大幅な増額を図る。  
空き店舗の高齢者や子どものためへの活用等への補助制度を創設・拡充する。
- ⑧ 住宅リフォーム助成制度、商店リフォーム助成制度を創設する。

## (3) 農林水産業の振興

- ① 農林水産業の後継者対策を抜本的に強め、新規就業者への支援制度を設ける。
- ② 福祉施設や学校などで、地産地消による給食を市町村と協力して推進する。
- ③ 府内産材の公共事業への活用や府内産材利用建築物への補助など林業振興を図る。  
森林組合への補助を引き上げる。
- ④ 中央卸売市場の再整備は、民間化や規制緩和の方向ではなく、府の責任を堅持し、食の安全と円滑な流通、卸・仲卸業者の営業を守る立場で進める。

## 2 医療・福祉の充実で命と健康を守る

### (1) 医療体制の強化

- ① 国に対し、来年秋の健康保険証廃止ありきをやめ、国民と医療現場の声に従い健康保険証を存続するよう求める。
- ② 急性期病床をはじめとする病床の削減、回復期病床への転換は中止する。  
国に対し、公立・公的病院の統廃合、急性期病床などの削減計画を、中止・撤回するよう求める。
- ③ 府立病院の運営交付金を増額し、正規職員を増員する。

## (2) コロナ対策の強化

- ① 無症状感染者を早期発見・保護し感染拡大を抑えるために、検査キットを大量確保し全世帯に配布する。
- ② 無料検査場を全中学校区に設置する。
- ③ 高齢者施設等従事者定期検査の対象を、医療機関、学校や保育所、幼稚園、学童保育などへ拡大する。
- ④ 検査に要する費用は府が全額を負担する。
- ⑤ 一般医療機関に対し、検査を始めコロナ対応への財政支援を行う。
- ⑥ 国に対し、コロナ検査費用の全額国庫負担を求める。
- ⑦ コロナ患者受け入れに伴う病床確保を行う医療機関に、空床確保のための財政支援を行う。
- ⑧ 障がい者施設内で感染が判明した入所者の施設内療養は改め、入院を可能とする。
- ⑨ 高齢者や障がい者、難病患者が感染した場合、看護師以外の介護者を配置できるように制度創設と財政支援を行う。

## (3) 保健所の強化

- ① 保健所を、政令市・中核市とも協力し、人口10万人に1か所をめどに計画的に増設する。
- ② 府内すべての保健所に、保健師を始めとする専門職員や事務職員を大幅に増員する。増員にあたっては、安易な民間委託は行わない。

## (4) 国民健康保険の負担軽減

- ① 国民健康保険の府内統一料金化は中止する。  
市町村が、国保料や減免制度の設定、法定外繰り入れなどを独自に行うことを認め、周知徹底する。【最重点項目】
- ② 未就学児の国民健康保険料「均等割」分減額に、府独自に上乗せして対象を18歳まで拡大する。
- ③ 府の一般会計から法定外繰り入れを行うなど、国民健康保険への府独自補助を大幅拡充する。
- ④ 国に以下の事項を求める。
  - ・ 公費を1兆円投入し、高すぎる保険料を引き下げる。
  - ・ 協会けんぽなどの被用者保険と比べ保険料を著しく高くしている「均等割」「平等割」を廃止する。
  - ・ 「所得割」保険料率を引き下げる。
  - ・ 福祉医療費助成制度へのペナルティを全廃する。
  - ・ 傷病手当金は、被用者だけでなく事業主も支給対象とする。
  - ・ 出産手当金を支給する。
  - ・ 生活に困窮する人の国保料を免除し、その費用を国庫で補う国の制度をつくる。

## (5) 福祉医療費助成制度の拡充

- ① 乳幼児医療費助成制度を「子ども医療費助成制度」と改め18歳まで拡大し、窓口負担を無料にする。  
所得制限は2014年度までの水準である年収860万円以下に引き上げる。
- ② 老人医療費助成制度を直ちに復活する。
- ③ 重度障がい者医療費助成制度は、患者負担を、院外調剤薬局を含め1回500円以内、1医療機関あたり月3回目から無料、複数医療機関受診時は上限月2500円以内に戻す。  
精神障がい者2級への対象拡大を進める。

## (6) 高齢者の医療、介護、介護予防の充実

- ① 府独自に介護従事者処遇改善制度を創設する。
- ② すべての介護施設が介護ロボットなどの介護福祉機器を導入できるよう、補助率と補助上限を引き上げる。
- ③ 加齢性難聴者の補聴器購入への補助制度を創設する。
- ④ 国に以下の事項を求める。
  - ・ 年金の「マクロ経済スライド」を撤廃し、物価高騰に見合った年金額に引き上げる。
  - ・ 昨年10月からの、75歳以上の医療費窓口負担2倍化を元に戻す。
  - ・ 70～74歳の医療費自己負担を1割に戻す。
  - ・ 介護保険利用料値上げは中止する。  
介護保険給付への国負担割合を現行の25%から30%に引き上げ、保険料、利用料の抑制、制度充実や介護提供基盤の拡大を図る。
  - ・ 特別養護老人ホームの入居基準を要介護1以上に拡大する。

#### (7) 障がい者、難病患者への支援

- ① 医療型障がい児入所施設をはじめとする重度障がい者入所施設を、府内で当面2か所設置する。
- ② 障がい者就労施設などへの建設、運営補助金を復活する。
- ③ 障害福祉サービス等報酬改定により事業収入減となる障がい者施設への運営補助制度を創設する。
- ④ 小児慢性特定疾病医療費助成は対象者が20歳を超えても継続し、自己負担を軽減する。
- ⑤ 障がい者差別解消条例に基づき、合理的配慮を行う市町村による補助額の半分を負担する。
- ⑥ 府の職員採用において、障がい者の特別選考制度に難病患者を加える。
- ⑦ 国に以下の事項を求める。
  - ・ 障害者総合支援制度の応益負担は速やかに廃止し、利用料は無料にする。
  - ・ 障害者総合支援法第7条の介護保険優先原則を廃止し、障害者福祉制度と介護保険制度を選択できるようにして、介護保険対象年齢でも従来の支援を継続できるようにする。
  - ・ 障害福祉サービス等報酬の見直しは、現場の実情に則り行う。

#### (8) 生活困窮者への支援

- ① 生活保護世帯、低所得世帯等に対し、夏季・冬季電気代への助成、エアコンの購入・設置（買い替え含む）・修理費用の補助を行う。
- ② 生活保護担当ケースワーカー増員のための市町村への財政支援を府として行う。
- ③ 生活困窮者への物価高騰対策として、食料品や光熱費への財政支援を行う。
- ④ 熱中症シェルター・給水所の設置をはじめ、熱中症予防のための見守り等を市町村が進められるよう、財政支援を行う。
- ⑤ 国に以下の事項を求める。
  - ・ 生活福祉資金は無条件で無利子にする。
  - ・ 生活保護の生活扶助削減を中止する。住宅扶助を復元する。
  - ・ 扶養義務の拡大解釈による生活保護受給抑制や、生活困窮者自立支援に名を借りた人権侵害が起こらないよう徹底する。
  - ・ 減額した生活保護の期末一時扶助を復元する。

### 3 子育てと教育環境の向上で子どもを守る

#### (1) 学校教育への支援

- ① 全府立学校で学校給食を無償化する。

公立学校の給食費を無償化する市町村に府として財政支援を行う。【最重点項目】

- ② コロナの高齢者施設等従事者定期検査の対象を、学校や幼稚園などへ拡大する。(再掲)
- ③ 養護教諭を、児童生徒数が400人を超える府内すべての公立小・中・高校に複数配置する。
- ④ 学校健診後の後追い調査を実施し、子どもが適切な医療を受けられるよう支援する。
- ⑤ 府立学校のトイレに生理用品を常備する。市町村と協力して小中学校への常備も進める。
- ⑥ 国の制度実施待ちにならずに、全公立小中学校で35人学級編成に直ちに踏み出すとともに、30人、20人学級編成の検討を進める。
- ⑦ 「中学生チャレンジテスト」、「小学生すくすくウォッチ」は中止する。
- ⑧ 小中学校の義務教育標準に見合う正規教諭を採用し、定数内講師の正規化を進める。
- ⑨ 教師OBなどの力を総動員して、全公立小中学校に「子ども相談支援員」を複数配置する。
- ⑩ 小学校警備員配置への補助を復活する。

#### ● 支援教育

- ⑪ 特別支援学校設置基準に基づいて支援教育の現状を総点検する。  
“パーテーションで区切る”など安易な教室転用は行わない。
- ⑫ 法の趣旨に沿って府独自の特別支援学校の面積基準を定め、新校整備計画を策定し整備を進める。
- ⑬ 特別支援学校の看護師は、定数枠外で配置する。
- ⑭ 支援学校の通学バスに看護師を配置する。  
必要に応じて保護者が同乗できるようにする。
- ⑮ 小中学校での養護学級在籍児童生徒を現学級在籍者数としてカウントしたクラス編成に基づく教員加配を行う。  
国に対し、基準の見直しを要望する。
- ⑯ 障がい種別に応じて支援学級を充実させる。  
通級指導は自校通級を原則とし、そのための施設整備、教員配置を行う。
- ⑰ 支援学校寄宿舎の修繕改修を行う。

#### ● 府立高校

- ⑱ 府立学校条例第2条2項を廃止し、機械的な府立高校廃止をやめる。
- ⑲ 府立高校施設の老朽調査を行い、緊急改修計画を策定し改修する。

#### ● 私立学校

- ⑳ 入学金は無償にできるよう、大阪府として補助制度を設ける。
- ㉑ 私立高校経常費助成の単価を全国平均の水準まで直ちに引き上げる。

#### ● 大学等

- ㉒ 大阪公立大学の運営費交付金を増額し、教職員を増員する。
- ㉓ 大阪公立大学の授業料等支援制度で、学生や保護者の居住要件は廃止する。
- ㉔ 府独自の高校生、大学生向け給付型奨学金制度を創設する。
- ㉕ 国に以下の事項を求める。
  - ・ 学生支援緊急給付金の要件を緩和して規模を拡大し、継続的に実施する。
  - ・ 大学学費を半額にするとともに入学金制度を廃止する。

#### (2) 子どもの貧困打開と子育て支援強化

- ① 児童扶養手当に、子ども1人あたり1万円を少なくとも半年間上乘せ給付する制度を創設する。  
DVなどで離婚が成立せず対象外となっているひとり親世帯も申請による給付が行えるようにする。  
DV被害者が相談をしやすくするために、女性相談員を配置できるよう市町村を支援する。
- ② 乳幼児医療費助成制度を「子ども医療費助成制度」と改め18歳まで拡大し、窓口負担を無料にする。



所得制限は2014年度までの水準である年収860万円以下に引き上げる。(再掲)

- ③ 「新子育て支援交付金」は、成果配分枠、優先配分枠とも拡充する。
- ④ 「子どもの貧困緊急対策事業費補助金」の上限を引き上げる。
- ⑤ 母子家庭の母親雇用は、就業支援に関する特別措置法に基づき、自治体や地元企業での正規雇用拡大を図る支援を強化する。
- ⑥ 就学援助の認定基準を生活保護基準の1.5倍程度まで引き上げるとともに、入学準備金を入学前に支給できるよう市町村に働きかける。
- ⑦ 困窮家庭の子どもに対し、市町村と協力し朝食提供を行う。

### (3) 保育・学童保育への支援

- ① コロナの高齢者施設等従事者定期検査の対象を、保育所や学童保育などへ拡大する。(再掲)
- ② 職員がコロナなどの感染症等によりやむなく休暇を取得する場合、年次有給休暇消化ではなく特別休暇制度を導入するよう各施設に要請する。
- ③ 物価高騰により減収となったひとり親世帯に対し、保育料、学童保育利用料の減免を行う市町村への補助を行う。
- ④ 民間社会福祉施設従事職員給与改善費補助金を再開するとともに、国に対し、賃金引上げなどの保育士の処遇改善を求める。
- ⑤ 新規採用保育士の奨学金返済の一部を負担する事業所への補助制度を創設する。
- ⑥ 保育所の保育士配置や施設の基準の安易な規制緩和は行わない。
- ⑦ 学童保育の1支援単位の児童数は原則30人以下で運営するよう促進する。
- ⑧ 学童保育運営費単価について、常勤職員を2名以上配置できるよう大幅に引き上げる。
- ⑨ 学童保育に入所を希望するすべての子どもが入れるように、市町村と協力して拡充に努める。大規模化による詰め込みや安易な民間委託は行わないよう市町村に働きかける。

### (4) 児童虐待対策の強化

- ① 子ども家庭センターの児童虐待対応職員の増員と体制の拡充を進める。
- ② 市町村窓口には複数の専門員を配置できるように、リーダーシップを取るとともに、人員確保の財政支援を行う
- ③ 府警本部の児童虐待対策室や関係機関の連携強化を進めるために、保健師を派遣する。
- ④ 虐待の早期発見のために、全小学校にスクールカウンセラーを配置する。
- ⑤ 早期発見、対応ができるように、NPOをはじめ民間や地域との連携を強化する。
- ⑥ 一時保護施設を増設し、一時保護した子どもを安易に自宅に返すことのないようにする。

## 4 カジノ・夢洲万博中止、環境・防災・安全のまちづくりを進める

### (1) 大阪カジノ計画撤回、夢洲万博中止

- ① カジノを中核とする統合型リゾート施設（IR）の大阪への誘致は中止する。  
国への区域整備計画の申請は取り下げる。【最重点項目】
- ② 夢洲で開催する「大阪・関西万博2025」は中止する。  
国に対し、「大阪・関西万博関連インフラ整備計画」を撤回するよう求める。【最重点項目】

### (2) 不要不急のインフラ整備を中止・凍結

- ① なにわ筋線・なにわ筋連絡線の建設、夢洲への鉄道延伸は中止する。
- ② 阪神高速道路淀川左岸線延伸部の建設は中止する。  
淀川左岸線2期事業は、安全性、需要、採算性などを再精査し中止も含め見直す。

- ③ 大阪モノレール延伸事業は一旦中止し、需要、採算性などを再精査する。
- ④ 国に対し、リニア中央新幹線建設と北陸新幹線延伸を中止するよう求める。  
大阪への延伸要望は撤回する。
- ⑤ 大阪都市計画局のあり方を抜本的に見直し、大阪市からの業務委託は解消するとともに、全市町村との連携を強め、府内全域の環境・防災・安全の向上に資するまちづくりを進める。  
「グランドデザイン・大阪」を、この立場で全面改訂する。

### (3) 原発ゼロ、気候危機打開

- ① 国に対し、福島第一原発汚染水（アルプス処理水）の海洋放出を中止するよう求める。
- ② 7月に再稼働した関西電力高浜原発1号機は、1974年運転開始の老朽原発であり、再停止を関西電力に要請する。  
同2号機の再稼働、3・4号機の運転延長を中止するよう要請する。
- ③ 国と関西電力に、稼働中の原子力発電所の停止と計画的な廃炉、核燃料サイクルからの撤退を求める。
- ④ 「地球温暖化対策実行計画」における温室効果ガス排出量削減目標を、2030年度までに50%～60%削減（2010年度比）、2050年までに実質ゼロに強化する。  
2030年までに電力消費を20～30%削減する目標を持つ。
- ⑤ 原発ゼロ、温室効果ガス実質ゼロに見合った再生可能エネルギー普及などの計画を策定し、十分な財政措置を講じ推進する。
- ⑥ 住宅太陽光パネル設置への補助制度を再開し、普及計画を策定し推進する。

### (4) 防災のまちづくり

- ① 国に対し、南海トラフ巨大地震などに備えた防災・安全対策の予算の抜本拡充を求める。  
道路・橋梁・水道などの既存インフラやマンション・集客施設などの大型建造物の耐震化を、市町村や事業者を支援し進める。
- ② 木造住宅耐震改修補助制度の「1981年以前に建築された住宅」という要件を、少なくとも「2000年以前」に拡大する。  
1軒あたりの補助総額が100万円以上となるよう補助を増額するとともに、国に対し、負担割合の引き上げを求める。
- ③ 国に対し、被災者生活再建支援法の抜本拡充を強く求めるとともに、当面、府として大規模半壊以外の半壊と一部損壊も含めた恒常的な住宅被災者支援制度を設ける。
- ④ 河川改修予算を2倍に増額し、改修が必要な56河川について、国にも予算拡充を求め改修テンポを速め、遅くとも10年以内に終える。
- ⑤ 国や各府県と連携し、流域全体を対象に自然環境保全と両立する流域治水を淀川水系などで進める。  
治水への効果が明確でない大戸川ダム建設への「同意」を撤回する。
- ⑥ 密集住宅市街地整備促進事業の予算と体制を大幅に増やし、自治体への支援を強化し、危険な密集住宅市街地を2030年までに全域解消する。
- ⑦ 被害を及ぼす恐れのある盛り土について、総点検結果に基づき、詳細調査と対策工事を緊急に行う。

### (5) 安全で住みよいまちづくり

- ① P-FI方式をはじめとする府立公園・緑地の営利施設化を見直し、潤いと憩い、環境・防災の視点を重視した公園行政に改める。
- ② コスト削減ありきで「府域一水道」を市町村へ押しつけることはやめる。  
安心・安定・安価という水道法の3原則に基づき、市町村の自主的な水道事業の運営を支援す

る。

- ③ 府管理道路の補修や路面表示の塗り替え、ガードレールや道路照明灯、カーブミラーなどの設置を、住民の要望を踏まえ迅速に行う。
- ④ 道路信号機を、地域の要望を踏まえ計画的に増設する。  
交通弱者用や高齢者用などの信号機の増設テンポを早める。
- ⑤ 交番の統廃合については、地域住民の合意を前提とする。

#### (6) 府営住宅の改善

- ① 府営住宅の管理戸数を、2020年度の11.7万戸から2030年度10.5万戸、2050年度7.6万戸へと削減する計画は撤回する。  
建て替え時の戸数削減は原則として行わない。
- ② すべての府営住宅で空き家率が5%程度以下となるよう、募集を増やして高い応募倍率を引き下げ、入居者を増やす。  
入居補修費用を、指定管理者への委託料とは区別して大幅増額する。
- ③ コロナ禍による離職等退去者への府営住宅の一時提供の対象を、物価高騰の影響などで減収となった者へ拡大し、募集数も拡大する。  
6か月以内としている入居期間を1年以上に延長する。
- ④ 敷地内植栽の剪定、排水管など共用施設の清掃・維持管理をはじめ、府営住宅管理に係る入居者負担を軽減する。

### 5 ジェンダー平等、平和と民主主義を守る

#### (1) ジェンダー平等社会の実現

- ① 「困難な問題を抱える女性の支援に関する法律」に基づき策定が義務化されている都道府県計画は、「男女共同参画プラン」に含めるのではなく、困難な問題を抱える女性に対する支援計画として独立して策定する。【最重点項目】
- ② 女性一時保護施設に対し、人的確保のための財政支援を行い、支援員を増員する。
- ③ 痴漢被害根絶にむけ、女性相談交番の設置をさらに進める。  
鉄道会社などと連携し、被害調査を行い、車内対策を強化する。
- ④ 性暴力救援センター・大阪SACHICOの医療費や人員体制強化などへの補助を抜本的に拡充する。

#### (2) 平和と民主主義を守る

- ① 改憲を促す姿勢を改める。  
国に対し、前文を含む日本国憲法の全条項を厳格に守り、平和的・民主的条項を完全実施し、9条を生かした外交を進めることを求める。
- ② 国に対し、核兵器禁止条約に参加し、唯一の戦争被爆国として核兵器廃絶の先頭に立つことを求める。
- ③ 旧統一協会およびその関連団体のイベントに対する、知事をはじめ職員の参加・派遣、祝電・メッセージ送付、後援名義の使用許可など、これまでの府と旧統一協会との関係を調査し明らかにする。  
今後、旧統一協会およびその関連団体と一切の関係を持たない。